

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第47条の2の規定による第46条第4項第2号の事項の変更の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- | | | | | |
|---|-----------|-------------------|-------|-------|
| 1 | 登録教習機関の名称 | 浜田職業能力訓練センター | | |
| 2 | 登録教習機関の住所 | 島根県浜田市旭町丸原 380-15 | | |
| 3 | 代表者職氏名 | 変更前 | センター長 | 蒔山 貴文 |
| | | 変更後 | センター長 | 中間 篤則 |
| 4 | 変 更 年 月 日 | 令和7年4月1日 | | |

令和7年4月24日

島 根 労 働 局 長

